京　都　大　学　教　員　の　任　期　に　関　す　る　規　程　新　旧　対　照　表

改　　正　　前

（前　略）

別表第３

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
（略）						
教育改革戦略本部	教育改革戦略本部	教育改革プロジェクト	教授 准教授 助教	５年 ただし、令和７年４月２日から令和１２年３月３１日までに任用される場合の任期は、令和１２年３月３１日までとする。	否	
（略）						

別紙様式　（略）

改　　正　　後

附　則（令和８年達示第６８号）

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

別表第３

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
（同　左）						
教育改革戦略本部	教育改革戦略本部	教育改革プロジェクト	教授 准教授 助教	５年 ただし、令和８年７月２日から令和１３年３月３１日までに任用される場合の任期は、令和１３年３月３１日までとする。	否	
（同　左）						

別紙様式　（同　左）